業務月報 きそふくしま

令和4年4月分

令和4年5月31日発表
木曽福島公共職業安定所
TEL（0264）22−2233

○4月の月間有効求人倍率は全数(パートを含む)で1．37倍となり、前年同月比0．06ポイント下回った。
○新規求人数は全数で187人となり、前年同月比13．0%減少した。
○新規求職者数は全数で136人となり、前年同月比13．3%増加した。
○月間有効求人数は558人で、前年同月比4．5%増加した。
○月間有効求職者数は408人で、前年同月比9．4%増加した。

1　求人･求職の状況

①　月間有効求人倍率の推移

当所4月の月間有効求人倍率は1．37倍で、前年同月比0．06ポイント下回り、前月比0．27ポイント下回った。

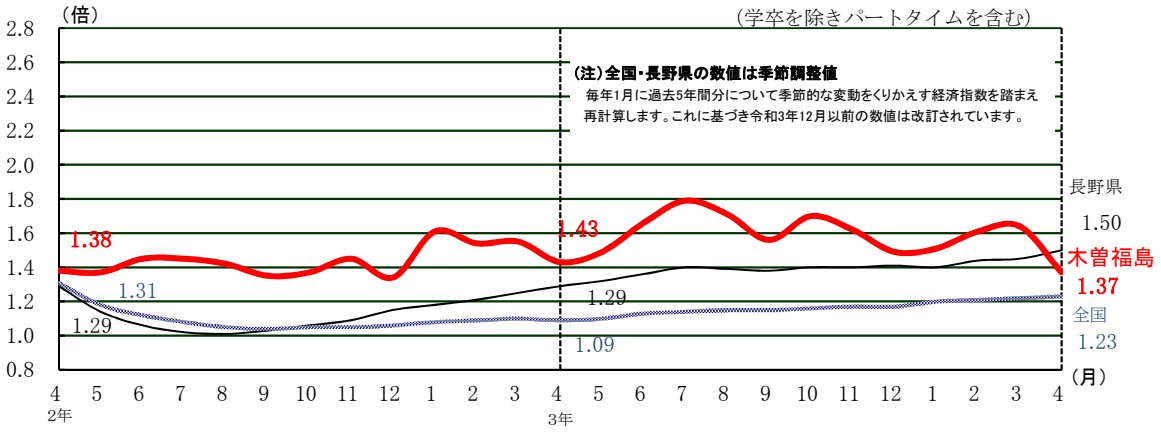

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
4 年	1.51	1.61	1.64	1.37								
3 年	1.61	1.54	1.55	1.43	1.49	1.66	1.79	1.71	1.56	1.70	1.62	1.49
2 年	1.87	1.88	1.73	1.38	1.37	1.45	1.45	1.42	1.35	1.37	1.45	1.34

②　地域別有効求人倍率

4月の有効求人倍率を地域別で比較すると、東信が1．47倍で一番高い。

〔学卒除きパート含む実数値〕

安定所別	北　信（1.36）				東　信（1.47）		中　信（1.38）			南　信（1.45）		
区　分	長野	篠ノ井	飯山	須坂	上田	佐久	松本	木曽福島	大町	飯田	伊那	諏訪
全　数	1.36	1.40	1.27	1.36	1.35	1.60	1.42	1.37	1.12	1.34	1.49	1.49
前年比（ポイント）	(0.08)	(0.16)	(0.32)	(0.22)	(0.02)	(0.25)	(0.29)	(▲0.06)	(0.30)	(0.15)	(0.37)	(0.28)
うち常用	1.21	1.33	1.23	1.23	1.22	1.53	1.18	1.31	1.16	1.27	1.28	1.41
前年比（ポイント）	(0.05)	(0.15)	(0.31)	(0.18)	(0.13)	(0.27)	(0.21)	(0.01)	(0.33)	(0.16)	(0.29)	(0.28)

用語の定義 「有効求人倍率」とは：月間有効求人数/月間有効求職者数
月間有効求人数：前月末の有効求人数＋当月の新規求人数
月間有効求職者数：前月末の有効求職者数＋当月の新規求職者数

③ 新規求人数の推移

4月の新規求人数(全数)は、前年同月比13．0%減少し、187人となった。うち常用(パートを除く)は前年同月比16．0%減少、うちパートは前年同月比9．1%減少した。

年月	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月
全数	215	174	179	201	171	165	233	196	168	214	235	204	187
(前年比)	(4.9)	(20.0)	(15.5)	(3.6)	(14.8)	(5.1)	(13.7)	(▲3.4)	(3.1)	(▲7.4)	(1.7)	(25.9)	(▲13.0)
うち常用	125	96	105	117	104	97	118	109	101	109	127	112	105
(前年比)	(0.0)	(0.0)	(36.4)	(4.5)	(7.2)	(2.1)	(▲2.5)	(11.2)	(11.0)	(▲18.7)	(5.0)	(21.7)	(▲16.0)
うちパート	88	55	67	82	51	55	76	61	56	73	75	81	80
(前年比)	(83.3)	(19.6)	(15.5)	(24.2)	(6.3)	(▲11.3)	(11.8)	(0.0)	(▲15.2)	(▲12.0)	(10.3)	(20.9)	(▲9.1)
常用のうち正社員	118	86	92	107	85	83	110	84	88	100	88	85	100
(前年比)	(▲3.3)	(▲2.3)	(50.8)	(0.9)	(▲7.6)	(3.8)	(▲6.8)	(▲6.7)	(11.4)	(▲17.4)	(▲15.4)	(9.0)	(▲15.3)
全数に占める正社員の割合	54.9	49.4	51.4	53.2	49.7	50.3	47.2	42.9	52.4	46.7	37.4	41.7	53.5

※ うち常用にはパートは含まれない。

④ 産業別新規求人の状況

新規求人数を産業別にみると、【宿泊業・飲料サービス業】【生活関連サービス業・娯楽業】で前年同月比増加したが、【建設業】【運輸業・郵便業】【卸売業・小売業】等で減少した。

産業別	新規求人数(人)	前年比(%)
全数	187 (80)	▲13.0 (▲9.1)
建設業	31 (2)	▲20.5 (0.0)
製造業	26 (10)	▲7.1 (▲9.1)
食料品・たばこ	9 (6)	50.0 (50.0)
パルプ・印刷	0 (0)	▲100.0 －
プラスチック	1 (0)	0.0 －
金属製品	0 (0)	－ －
はん用機械器具	0 (0)	▲100.0 －
生産用機械器具	0 (0)	－ －
業務用機械器具	1 (1)	0.0 (0.0)
電子部品デバイス	0 (0)	－ －
電気機械器具	0 (0)	－ －
情報通信機械器具	0 (0)	－ －
輸送用機械器具	7 (0)	▲12.5 (▲100.0)
情報通信業	0 (0)	－ －
運輸業・郵便業	16 (1)	▲38.5 (▲87.5)
卸売業・小売業	23 (17)	▲34.3 (▲29.2)
金融業・保険業・不動産業	1 (0)	－ －
宿泊業・飲食サービス業	20 (18)	66.7 (157.1)
飲食店	2 (2)	0.0 (0.0)
生活関連サービス業・娯楽業	14 (9)	16.7 (12.5)
洗濯・理容・美容・浴場業	12 (8)	0.0 (0.0)
教育、学習支援業	1 (0)	0.0 (▲100.0)
医療・福祉	40 (18)	▲9.1 (▲5.3)
社会保険・社会福祉・介護事業	38 (18)	▲11.6 (▲5.3)
サービス業(他に分類されないもの)	2 (2)	▲75.0 (▲66.7)
その他の産業	13 (4)	30.0 (▲20.0)

( )はパートで内数

用語の定義 「全数」とは:「常用」+「臨時・季節」
「常用」とは:雇用契約において雇用期間の定めのないもの、または4か月以上の雇用期間のもの(季節労働を除く)
「臨時・季節」とは:臨時とは雇用契約におい1か月以上4か月未満の雇用期間のもの。季節とは、季節的な労働需要に対し、または季節的な余暇を利用し一定期間就労するもの(4か月未満、以上を問わない)。

⑤ 新規求職者の推移

4月の新規求職者数(全数)は、前年同月比13．3%増加し、136人だった。
うち常用(パートを除く)は前年同月比10．4%増加、うちパートは前年同月比15．1%増加した。

年月	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月
全　数	120	50	53	44	52	64	55	89	95	66	70	91	136
前年比	▲ 13.0	▲ 13.8	▲ 14.5	▲ 31.3	10.6	▲ 7.2	▲ 22.5	29.0	▲ 9.5	▲ 5.7	▲ 12.5	1.1	13.3
うち常用	67	21	26	25	33	33	25	31	32	35	45	43	74
前年比	▲ 13.0	▲ 32.3	▲ 23.5	▲ 13.8	50.0	▲ 19.5	▲ 40.5	29.2	▲ 3.0	0.0	28.6	▲ 10.4	10.4
うちパート	53	28	26	19	19	31	30	33	25	26	24	45	61
前年比	▲ 10.2	7.7	▲ 3.7	▲ 45.7	▲ 20.8	10.7	7.1	43.5	8.7	▲ 3.7	▲ 42.9	15.4	15.1

※　うち常用にはパートは含まれない。

⑥ 新規常用求職者の態様別状況

在職者は前年同月比40．0%増加、離職者は3．6%増加した。
離職者のうち、事業主都合は前年同月比23．1%減少、自己都合は22．2%増加した。

年月	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月
求職者	67	21	26	25	33	33	25	31	32	35	45	43	74
(前年比)	(▲13.0)	(▲32.3)	(▲23.5)	(▲13.8)	(50.0)	(▲19.5)	(▲40.5)	(29.2)	(▲3.0)	(0.0)	(28.6)	(▲10.4)	(10.4)
在職者	10	4	7	11	11	16	7	12	13	15	29	16	14
(前年比)	(25.0)	(▲50.0)	(▲36.4)	(57.1)	(120.0)	(14.3)	(▲53.3)	(33.3)	(▲7.1)	(▲11.8)	(81.3)	(▲15.8)	(40.0)
離職者	56	16	19	13	20	16	17	17	18	18	15	23	58
(前年比)	(▲16.4)	(▲27.3)	(▲17.4)	(▲40.9)	(25.0)	(▲38.5)	(▲34.6)	(13.3)	(▲5.3)	(12.5)	(▲16.7)	(▲14.8)	(3.6)
定年	6	1	0	1	2	1	3	3	0	0	0	1	3
(前年比)	(0.0)	(0.0)	(▲100.0)	(▲75.0)	(0.0)	(▲50.0)	#DIV/0!	(50.0)	(▲100.0)	(▲100.0)	(▲100.0)	(▲66.7)	(▲50.0)
事業主都合	13	2	5	4	1	1	1	3	6	6	3	8	10
(前年比)	(▲27.8)	(▲71.4)	(▲37.5)	(▲60.0)	(0.0)	(▲83.3)	(▲88.9)	(▲50.0)	(200.0)	(200.0)	(▲40.0)	(33.3)	(▲23.1)
自己都合	36	12	14	8	17	14	13	10	9	11	12	13	44
(前年比)	(▲12.2)	(▲14.3)	(16.7)	(33.3)	(41.7)	(▲22.2)	(▲18.8)	(66.7)	(▲18.2)	(▲15.4)	(20.0)	(▲27.8)	(22.2)
無業者	1	1	0	1	2	1	1	2	1	2	1	4	2
(前年比)	(▲50.0)	(0.0)	#DIV/0!	#DIV/0!	(100.0)	(0.0)	(0.0)	#DIV/0!	#DIV/0!	(0.0)	(0.0)	(100.0)	(100.0)

※　パートタイムを除く常用

用語の定義　「パート」とは：1週間の所定労働時間が同一事業所の通常の労働者に比べ短いもの。
「離職者」とは：‘前職雇用者‘と‘前職自営、その他‘(表中では省略)に分けられる。
‘前職雇用者‘は、離職理由別に「定年」「事業主都合」「自己都合」「不明」(表中では省略)に区分される。
このため内訳の計と離職者数欄の数値は一致しない。
「無業者」とは：家事、育児等従事者及び離職後1年を超えて求職活動をしていない者をいう。

⑦ 職業別新規求人・求職及び年齢別新規求職の状況

求人・求職者数を職業別にみると、「事務の職業」「生産工程の職業」「運輸・清掃等の職業」以外は求人数が求職者数を上回っている。
年齢別新規求職者数では、「25～34歳以上」の割合が最も高かった。

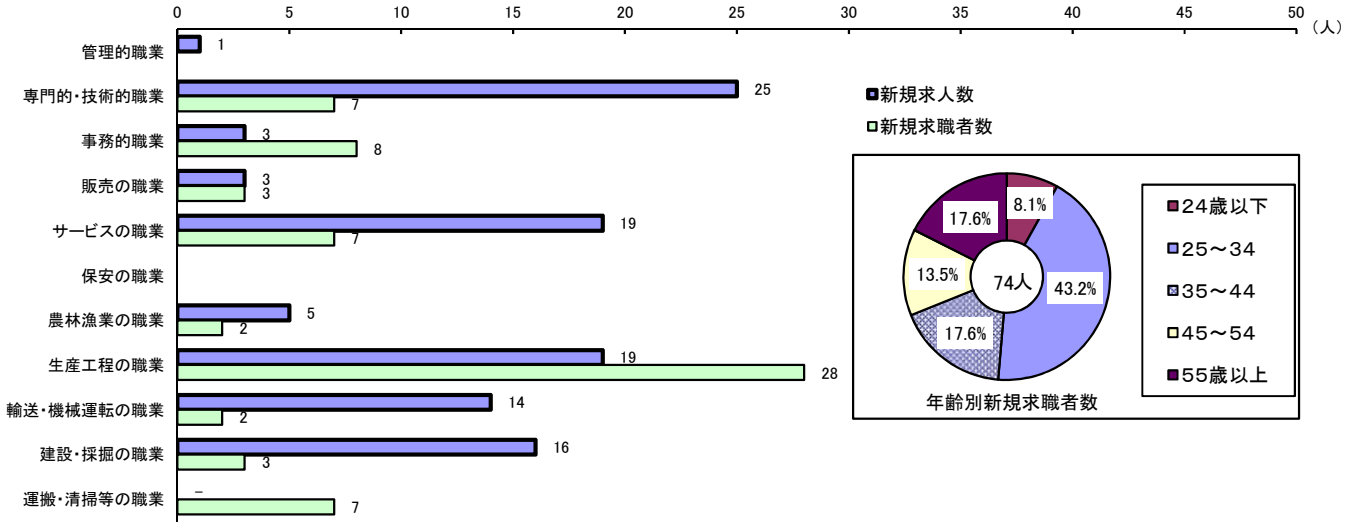

※ パートタイムを除く常用

⑧ 月間有効求人・求職の推移

4月の月間有効求人数は前年同月比4．5%増加し、月間有効求職者数は同9．4%増加した。

年月	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月
月間有効求人数	534	507	531	532	522	507	552	563	560	554	598	615	558
前年比	7.9	7.2	11.3	16.4	14.7	9.5	16.9	7.9	4.7	▲4.2	1.9	7.1	4.5
月間有効求職者数	373	341	319	297	306	326	325	347	376	368	371	375	408
前年比	4.2	▲1.2	▲2.7	▲5.7	▲4.7	▲5.2	▲5.8	▲3.9	▲5.8	2.2	▲2.9	1.4	9.4

※ パートタイムを含む全数

2 就職の状況

4月の就職件数は全数で16人となり、前年同月比50．0%減少、うち常用は同61．5%減少した。

年月	3年4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年1月	2月	3月	4月
全数	32	12	19	20	12	23	31	22	16	23	28	58	16
前年比	52.4	▲ 42.9	0.0	53.8	0.0	▲ 23.3	29.2	10.0	▲ 15.8	4.5	▲ 17.6	9.4	▲ 50.0
うち常用	13	6	9	12	9	16	15	11	8	10	16	21	5
前年比	62.5	▲ 45.5	12.5	500.0	200.0	23.1	15.4	0.0	0.0	▲ 23.1	14.3	▲ 16.0	▲ 61.5
うちパート	19	6	10	7	3	6	15	8	7	12	11	36	11
前年比	58.3	▲ 40.0	▲ 9.1	▲ 30.0	▲ 66.7	▲ 64.7	36.4	▲ 11.1	▲ 30.0	50.0	▲ 42.1	28.6	▲ 42.1

※ うち常用にはパートは含まれない

3 人員整理の状況

1件あたり10人以上の人員整理はなし。また、事業主都合による離職は8人だった。

① 10人以上の人員整理の状況

年月	3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月
件数	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0
整理人員	0	0	11	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0

※当月中に把握したもの

② 事業主都合による離職の推移　（雇用保険被保険者資格喪失データ）

年月	3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
人　数	11	1	13	2	1	3	2	0	0	4	4	11	8
前年比	▲ 56.0	▲ 75.0	62.5	100.0	▲ 75.0	▲ 40.0	▲ 33.3	▲ 100.0	▲ 100.0	▲ 42.9	100.0	1,000.0	▲ 27.3

※ 特例被保険者を除く

4 雇用保険適用事業所・被保険者・受給者実人員の状況

適用事業所数は、令和3年3月以来前年同月比を下回った。
月末現在の被保険者数は前年同月を下回り、受給者実人員（失業等給付基本手当）は前年同月比19．4％減少した。

	年月	3年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	4年 1月	2月	3月	4月
事業所数	月末現在	687	687	687	689	689	688	687	687	689	689	692	691	686
	前年比	0.3	0.1	0.6	0.9	1.0	1.2	0.7	0.6	0.7	0.7	1.2	1.0	▲0.1
被保険者数	資格取得数	239	107	46	53	35	35	48	44	34	33	60	31	198
	資格喪失数	181	69	42	38	40	47	48	76	75	67	36	65	216
	月末現在	6,494	6,524	6,527	6,541	6,536	6,524	6,526	6,496	6,455	6,421	6,445	6,411	6,390
	前年比	▲0.1	0.0	▲0.1	0.4	0.5	0.3	0.2	0.1	0.2	▲0.2	0.0	▲0.4	▲1.6
受給者実人員	基本手当受給者数	72	87	96	97	88	59	55	64	64	69	64	61	58
	前年比	1.4	▲20.9	▲16.5	▲10.2	▲21.4	▲48.7	▲43.3	▲19.0	▲17.9	11.3	16.4	▲6.2	▲19.4

次回発表日令和4年7月1日（金）

無料で取得可能なID・パスワード（GビズID）で電子証明書がなくても電子申請が可能に！

GビズIDでさらに便利に。1つのID・パスワードでさまざまな行政サービスにログインできる！

労働保険関係手続（一部手続は除く）について、GビズIDを利用して手続きすることができます。またGビズIDは、各種補助金や社会保険、雇用保険など、会社で必要になるさまざまな申請に対応。会社や本人を証明する書類が省略でき、スムーズに申請できます。労働保険関係手続では、「gBizIDプライム」と「gBizIDエントリー」のアカウントが使用可能です。

GビズIDに対応している手続についてはこちら≫

gBizID プライム

登録申請書に加え、印鑑（登録）証明書や登録印が必要。アカウントの作成までに、原則として2週間かかります。当然申請もアカウントを作成してからになりますので、余裕をもって作成しましょう。

gBizID メンバー

組織に所属する従業員用のアカウント。gBizIDプライムを取得した法人代表者・個人事業主本人が自身のマイページで作成できます。gBizIDメンバーは、通常、組織に所属する総務部長や支店長等※1に対して作成するアカウントです。ただし、gBizIDメンバーアカウントで労働保険関係手続の電子申請を行う場合は、事前に労働局への届け出が必要なので、ご注意ください。※2

※1 法人の場合は、同じ法人番号の組織に属する方のみ、作成可能。
※2 代理人により電子申請を行う場合は代理人選任届の電子申請による提出が必要。

「gBizID プライム」を作成して、労働保険の電子申請をはじめよう。

アカウント作成の手順

❶ 事前準備

- スマートフォン・携帯電話　ワンタイムパスワードをSMSで受信します。
- 印鑑（登録）証明書と登録印　法人 ― 印鑑証明書、登録印
  個人事業主 ― 印鑑登録証明書、登録印

❷ 申請書作成

「GビズID」のTOPページから、「gBizIDプライム作成」をクリック！
遷移した画面上で、必要事項の入力等を行い、申請書を作成します。

❸ 郵 送

❷で作成した申請書に押印し、❶で用意した印鑑証明書を添えて「GビズID運用センター」に郵送してください。

申請書作成は「GビズID」TOPページから

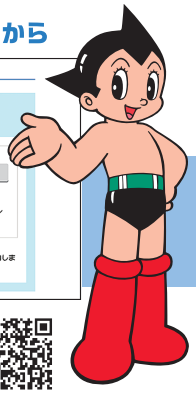

GビズIDのTOPページはこちら≫
https://gbiz-id.go.jp/top/index.html

「労働保険の電子申請特設サイト」から、e-Govにアクセスしよう。

電子申請特設サイトはこちら≫

申請の事前準備をはじめよう。

チェック1 電子証明書を用意します。
※ GビズIDアカウントを使用する場合、電子証明書は不要です（一部手続を除く）。

チェック2 アカウントの準備を行います。

チェック3 ブラウザの設定を確認します。

チェック4 アプリケーションをインストールします。

- 市販の電子申請用ソフト（API対応ソフト）を利用すれば、さらに便利です。
  - 対応している労務管理ソフトを利用すれば、当該ソフトに入力されたデータをそのまま利用し、e-Govの画面を操作せずにソフト上で申請が提出できるので、より効率的な申請を行えるようになります。